



弁護士法人 広島みらい法律事務所ニュース

広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル9階 電話082(511)7772 FAX082(511)7773

- 法的サービスをすべての方へ - 第25号 (平成24年7月6日号)

都市型公設事務所とは

「各地域の弁護士会等が支援して設立された法律事務所」をいいます。

最も古いのは、平成13年に第二東京弁護士会が支援し設立した「東京フロンティア基金法律事務所」です。中国地方では、平成16年に「岡山パブリック法律事務所」が岡山弁護士会の支援で、平成18年に当事務所が広島弁護士会の関与支援で、設立されました。現在、全国に15の都市型公設事務所があります。



都市型公設事務所の役割

なぜ、各地域の弁護士会等が、わざわざ法律事務所を支援して設立するのでしょうか。事務所によって、設立の目的は異なります。

当事務所の場合、①様々な理由により弁護士に相談したり事件を依頼することができない状況をなくして市民に対する法的サービスを充実させること、②弁護士過疎地(弁護士のいない地域)へ派遣する弁護士の人材養成を行うことを主な目的として、設立されました。

上記②の人材養成については、他の都市型公設事務所も目的とするところですが、多摩パブリック法律事務所は東京の多摩地域で活動する弁護士を、やまびこ基金法律事務所は、東北地方で活動する弁護士を養成することに力を入れているなど、事務所によって異なります。

当事務所では、弁護士が少ない地域に弁護士を派遣する一環として、広島県内に2つの支所(尾道、大竹)を設け、弁護士過疎の解消に努めています。

また、東京パブリック法律事務所は外国人相談部門があり、岡山パブリック法律事務所は成年後見を、大阪パブリック法律事務所は刑事事件を、数多く扱うなど、事務所によって業務に特色があります。

事務所同士の連携・協力

都市型公設事務所同士、活動に関する情報交換だけでなく、連携・協力して事業を行うこともあります。当事務所と岡山パブリック法律事務所が、中国地方の生活保護申請支援事業を共同で行っているのは、その例です。

今後も、当事務所としては、他の事務所の良いところを取り入れ、様々な活動をしていきたいと考えておりますので、ご支援を宜しくお願いします。また、当事務所は、上記のとおり、市民への法的サービス充実を目的に設立されました。お困りのことがありましたら、お気軽にご相談下さい。

(成廣貴子)



法律7千★クイズ

来年1月1日から実施される家事事件手続法は、未成年者の子ども(以下「子ども」と言います)の思いや願いが手続において十分に考慮されるよう、一定の事件について、子ども本人が、裁判所の許可を得なくても手続きに出席し意見を述べることができることにしました。では、次の事件のうち、子どもが手続に出席できないのはどれでしょう。

- ①親権停止の審判 ②離婚の調停
③遺産分割の調停

正解は次号で発表します。

前号のクイズですが、都市型公設事務所は、全国に15あり、アが正解です。前記事も参考にして下さい。

平成24年7月・8月の 講演会等のご案内

●「シンポジウム 原発と巨大地震」
7月15日(日) 13時～16時/場所:エソール広島 多目的ホール/予約不要・入場無料/主催・問合せ先:広島弁護士会 TEL:082-228-0230

●「生活保護支援中国ネットワーク 3周年総会&講演会」
7月22日(日) 14時～(16時頃終了予定)/場所:広島弁護士会館5階/予約不要・入場無料/問合せ先:当事務所 TEL:082-511-7772

●「ジュニア・ロースクール」
8月3日(金) 10時～15時30分/場所:広島大学東千田キャンパス/対象:中学生・高校生80名/申込必要・参加無料/申込・問合せ先:広島弁護士会 TEL:082-228-0230

当事務所の本所の弁護士に相談するには、平日の9時～18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時～17時半、土曜日の13時～15時半です。

当事務所では、尾道支所(TEL:0848-21-0045)と大竹支所(TEL:0827-54-1222)を開設しており、支所周辺のご相談も積極的に受け付けていますので、お電話で予約して下さい。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/>

所属弁護士 : 二國則昭、定者吉人、見之越常治、半澤茜、丸亀日出和、成廣貴子(尾道支所)、滑川和也(大竹支所)